号ハ中「第二十三項」を「第二十五項」に、「第二十五条の十七第二十五項第三号イ」を「第二十五条の十七第二十七項第三号イ」に改め、同号ニ中「第二十五条の十七第二十五項第三号ロ」を「第二十五条の十七第二十七項第三号ロ」に改め、同項を同条第二十一項とし、同条第十八項第四号中「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に改め、同項を同条第二十項とし、同条第十七項中「第二十五条の十七第二十三項第二号」を「第二十五条の十七第二十四項第二号」に改め、同項を同条第十八項とし、同条第十五項第一号中「第十七項」を「第十九項」に、「第二十七項」を「第三十一項」に改め、同項第二号中「引継法人に贈与を」を「他の公益法人等に贈与をし、又は同項に規定する公益信託の信託財産と」に改め、同項第三号中「当該引継法人」を「法第四十条第八項に規定する引継法人等」に、「受ける」を「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れる」に改め、同項第四号中「引継法人」を「引継法人等」に改め、「法人番号」の下に「（当該引継法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の受託者の氏名又は名称）」を加え、「受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れる」に、「第四十条第十三項」を「第四十条第十五項」に改め、同項第六号中「第二十五条の十七第二十三項第二号」を「第二十五条の十七第二十四項第二号」に、「第十七項」を「第十九項」に改め、同項を同条第十七項とし、同条第十四項中「前項の規定は、」を削り、「について準用する」を「は、次に掲げる事項とする」に改め、同項後段を削り、同項に次の各号を加える。

一　特定贈与等を受けた公益法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号並びに解散予定年月日

二　当該公益法人等が法第四十条第七項に規定する他の公益法人等に移転をし、又は同項に規定する公益信託の信託財産としようとする同項に規定する財産等の種類、所在地及び数量

三　法第四十条第七項に規定する解散引継法人等の名称、主たる事務所の所在地及び法人番号（当該解散引継法人等が当該公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）並びに当該解散引継法人等が当該移転を受け、又は当該公益信託の信託財産として受け入れる資産の使用開始予定年月日（同条第十五項において準用する同条第五項後段に規定する政令で定める事情がある場合には、その事情の詳細を含む。）及び使用目的

四　第二号に規定する財産等（当該財産等が、当該公益法人等が当該特定贈与等を受けた財産以外のものである場合には、当該財産）を当該公益法人等に当該特定贈与等をした者の氏名及び住所又は居所並びに当該特定贈与等に係る贈与又は遺贈をした年月日及び承認年月日並びに当該財産の種類、所在地及び数量

五　その他参考となるべき事項

第十八条の十九第十四項を同条第十六項とし、同条第十三項第三号中「第四十条第十五項」に改め、同項を同条第十五項とし、同条第十二項を同条第十四項とし、同条第十一項第二号イ中「第七項第一号」を「第九項第一号」に、「第八項第一号」を「第十項第一号」に改め、同号ロ中「第七項第三号」を「第九項第三号」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十項第一号中「法人番号」の下に「（当該公益法人等が公益信託の受託者である場合には、当該公益信託の受託者の氏名又は名称、住所若しくは居所又は本店若しくは主たる事務所の所在地及び個人番号又は法人番号（当該公益信託の受託者が二以上ある場合には、その主宰受託者の氏名又は名称を含む。）並びに当該公益信託の名称）」を加え、同項を同条第十二項とし、同条第九項を同条第十一項とし、同条第五項から第八項までを二項ずつ繰り下げ、同条第四項第二号中「第七項各号」を「第九項各号」に、「第七項第一号」を「第九項第一号」に改め、同項を同条第六項とし、同条第三項の次に次の二項を加える。

4　施行令第二十五条の十七第六項第二号に規定する財務省令で定める者は、法第四十条第一項第一号に掲げる者（施行令第二十五条の十七第六項第一号イに掲げる要件を満たすものに限る。）とする。

5　施行令第二十五条の十七第六項第二号ロに規定する財務省令で定める要件は、次に掲げる要件とする。

一　施行令第二十五条の十七第六項第二号ロの公益信託の信託行為において、同号ロに規定する運営委員会その他これに準ずるもの（第三号において「運営委員会等」という。）は、当該公益信託の目的に関し学識経験を有する者、当該公益信託の適正な運営に必要な実務経験を有する者その他の者（次号及び第四号において「運営委員等」という。）から構成される旨の定めがあること。

二　当該信託行為において、運営委員等のうち施行令第二十五条の十七第六項第一号イに規定する親族等の数が当該運営委員等の数のうちに占める割合は、三分の一以下とする旨の定めがあること。

三　当該信託行為において、当該公益信託の受託者は、信託財産の処分その他の公益信託事務（公益信託に関する法律第七条第三項第四号に規定する公益信託事務をいう。）の処理に関する重要な事項について、運営委員会等の同意を得なければならない旨の定めがあること。

四　運営委員等に対して当該公益信託の信託財産から支払われる報酬の額は、その任務の遂行のために通常必要な費用の額を超えないものであることが当該信託行為において明らかであること。

第十八条の二十第四項中「第二十五条の十九の三第四項各号に掲げる要件」の下に「（その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第六号に掲げる要件を除く。）」を加え、同条第八項中「二までに掲げる要件」の下に「（その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、同号ハに掲げる要件を除く。）」を、「次に掲げる要件」の下に「（その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第三号に掲げる要件を除く。）」を加え、同条第十四項中「チまでに掲げる要件」の下に「（その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、同号トに掲げる要件を除く。）」を、「次に掲げる要件」の下に「（その事業年度の収入金額が零である場合にあつては、第六号に掲げる要件を除く。）」を加え、同条第三十六項第四号中「。）」の下に「外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税を除く。以下この号において同じ。」を「（同号」とあるのは「（」に改め、同条第十三項第四号中「。）」の下に「（外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税を除く。以下この号において同じ。）」を加える。

第十八条の二十の二第一項中「同号」とあるのは「（同号」とあるのは「（」に改め、同条第十三項第四号中「。）」の下に「（外国における各対象会計年度（法人税法第十五条の二に規定する対象会計年度をいう。）の国際最低課税額に対する法人税に相当する税、法人税法施行令第百五十五条の三十四第二項第三号に掲げる税及び同法第八十二条第三十一号に規定する自国内最低課税額に係る税を除く。以下この号において同じ。）」を加える。